

備前市耐震改修促進計画



平成20年3月

備前市

目次

はじめに

- 1 建築物の耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・ 3
- 2 耐震化の現状と耐震改修等の目標の設定・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 市が所有する公共建築物の耐震化の目標・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針・・・・・・・・・・ 9
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要・・・・・・・・ 9
- 3 安心して耐震改修をおこなうことができる環境整備・・・・・・・・・・ 10
- 4 地震時の総合的な安全対策に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 6 重点的に耐震化すべき区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成・公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 パンフレットの作成、講習会の開催等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 リフォームに併せた耐震改修の誘導策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 家具の転倒防止策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 6 自治会等との連携策・取組支援策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第4章 所管行政庁との連携に関する事項

- 1 耐震改修促進法による指導の県との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 建築基準法による指導の県との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・・・・・・・ 16
- 2 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

別紙1・・ 17

別紙2・・ 18

はじめに

1 建築物の耐震化の必要性

(1) 日本全土で大地震が頻発、東南海・南海地震の発生も切迫

平成17年3月の福岡県西方沖を震源とする地震や平成19年7月の新潟県中越沖地震にみられるように、日本全国で立て続けに大きな地震が発生しています。

特に発生の切迫性が指摘されている東海地震、東南海・南海地震等のプレート型の地震や都市直下型の地震については、ひとたび発生すると甚大な被害が発生すると考えられています。

備前市の地震防災対策上重要と考えられる6つの地震(東南海・南海地震、大原断層の地震、中央構造線の一部による地震、鳥取県西部地震、第2鳥取地震、松江南方地震)についての岡山県が行った被害想定においては、本市においても震度5強から5弱の揺れが発生するとされています。

中でも今後30年以内に60～50%の確率で発生するといわれている東南海・南海地震は、備前市に甚大な被害をもたらすと想定されています。

(2) 阪神・淡路大震災では住宅・建築物の倒壊等によって甚大な人的被害が発生

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われました。このうち地震による直接的な死者は5,502人ですが、この約9割の4,831人は住宅・建築物の倒壊等によるものであったと言われています。

(3) 地震被害軽減には建築物の耐震化等への取組が不可欠

大地震の発生を阻止することは困難ですが、大地震による人的、経済的被害を軽減することは可能です。

とりわけ、建築物の倒壊等の被害は、その倒壊等が人的被害を引き起こすだけでなく、火災の発生、多数の避難者の発生、救助活動の妨げ、がれきや廃材の大量発生や被害拡大及び事後対策の増大などの要因があることが判明しています。

建築物の耐震化などの地震防災対策の充実・促進が何よりも重要であるという理由がここにあります。

2 計画の位置付け

本計画は、「備前市地域防災計画(震災対策編)」、「備前市総合計画」及び「岡山県建築物耐震対策等基本方針」を上位計画として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」(以下「耐震改修促進法」という。)及び国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき、備前市における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として策定するものです。

3 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることによって、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とします。国が定めた基本的な方針で

は、東海地震及び東南海・南海地震の死者数等を半減させるため、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約75%を、平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標に掲げています。

本計画では、国が掲げる耐震化率の目標並びに県内で想定される地震規模・被害状況及び耐震化の現状等を踏まえて、住宅・建築物等の所有者等が、自らの問題として、また、地域の問題として意識し、地震防災対策に取り組むための目標を定めるとともに、市が、このような所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等の必要な施策を示し、もって耐震化の促進を図ることとします。

(2) 計画期間

本計画では、平成27年度を目標年次とし、市内全域の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成20年度から8年間の建築物の耐震化の取組方針を定めます。

なお、本計画については、事業進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目途に耐震化の目標等の見直しを行います。

(3) 耐震化を図る建築物

本計画では、特に耐震化を図る建築物として、次に掲げる施設のうち建築基準法等の耐震関係規定に適合していない「耐震強度が不足する建築物」を対象とします。

ア 住宅

住宅は、人生の大半を過ごす欠くことのできない生活の基盤であり、県民の生命、身体及び財産を守ることはもとより、地域全体が被災することを防ぐという観点からもその耐震化を積極的に促進します。

イ 特定建築物(耐震改修促進法第6条第1号から第3号 別紙1参照)

市の庁舎等の防災上重要な建築物や、学校、事務所等の多数の者が利用する建築物等の次に掲げる特定建築物は、地震により倒壊等の被害を受けた場合の社会的影響が著しく大きいことから、強力に耐震化を促進します。

(ア)多数の者が利用する建築物

(イ)地震発生時に倒壊等により多大な被害につながるおそれがある危険物を取り扱う建築物

(ウ)地震発生時に倒壊した場合、通行を確保すべき道路を閉塞させることとなる沿道の建築物

ウ 防災拠点となる公共建築物

岡山県建築物耐震対策等基本方針*に定める「災害対策本部、地方本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物(区分1)」及び、「避難者及び傷病者の救援活動等の拠点となる建築物(区分2)」等の防災拠点となる公共建築物について、重点的に耐震化に取り組みます。

*：岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要 別紙2参照

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

本市に起こりうる大規模地震と地震発生時の人的・物的被害について、平成7年度、13年度に評価し、さらに、平成14年度に評価手法や各種データを新しい知見や追加データ等によって、見直し再評価を行っています。

各地震の人的・物的被害の想定結果は下表のとおりです。

表1-1

(1) ケースA <冬、17時~19時、風速8m/秒>

備前市の想定結果

項目		想定地震ごとの被害						備考	
		南海トラフの地震 (東南海・南海地震)	大原断層 の地震	中央構造 線の一部	鳥取県 西部	第2 鳥取	松江 南方		
人的 被害	死者	4	0	0	0	0	0		
	負傷者	249	19	3	0	0	0		
	り災世帯	101	30	10	0	2	0		
	り災人口	303	96	32	0	8	0		
建物 被害	木 造	大破	139	8	1	0	0	0	
		中破	278	1059	474	0	0	0	
	R C	大破	33	15	3	0	1	0	
		中破	13	25	10	0	4	0	
	S	大破	88	16	1	0	0	0	
		中破	51	4	0	0	0	0	
	焼失棟数		9	0	0	0	0	0	

ケースB <夏、13時~16時、風速3m/秒>

備前市の想定結果

項目		想定地震ごとの被害						備考	
		南海トラフの地震 (東南海・南海地震)	大原断層 の地震	中央構造 線の一部	鳥取県 西部	第2 鳥取	松江 南方		
人的 被害	死者	1	0	0	0	0	0		
	負傷者	134	11	2	0	0	0		
	り災世帯	101	30	10	0	2	0		
	り災人口	301	96	32	0	8	0		
建物 被害	木 造	大破	139	8	1	0	0	0	
		中破	278	1059	474	0	0	0	

R	大破	33	15	3	0	1	0	
	C	中破	13	25	10	0	4	0
S	大破	88	16	1	0	0	0	
	中破	51	4	0	0	0	0	
焼失棟数		0	0	0	0	0	0	

(3) ケースC <冬、5時～6時、風速3m/秒>

備前市の想定結果

項 目		想定地震ごとの被害						備 考	
		南海トラフの地震 (東南海・南海 地震)	大原断層 の地震	中央構造 線の一部	鳥取県 西 部	第 2 鳥 取	松 江 南 方		
人的 被害	死者	4	0	0	0	0	0		
	負傷者	277	22	4	0	0	0		
	り災世帯	101	30	10	0	2	0		
	り災人口	301	96	32	0	8	0		
建物 被害	木 造	大破	139	8	1	0	0	0	
		中破	278	1059	474	0	0	0	
	R	大破	33	15	3	0	1	0	
		C	中破	13	25	10	0	4	0
	S	大破	88	16	1	0	0	0	
		中破	51	4	0	0	0	0	
	焼失棟数		2	0	0	0	0	0	

南海地震と東南海地震が同時に発生するM8.6の地震を「南海トラフの地震」と表現しています。

想定地震の震源域位置図



(注)アスペリティとは、プレートが通常は強く固着しているが、ある時に急激にずれて(滑って)地震波を出すところです。

出典

「人的・物的被害想定結果」及び「想定地震の震源域位置図」は、岡山県地域防災計画(震災対策編平成18年2月岡山県防災会議)による。

2 耐震化の現状と耐震改修等の目標の設定

(1) 住宅

平成15年の住宅・土地統計調査によると、本市の住宅の耐震化の状況は表1-2のとおり、居住世帯のある住宅約14千戸のうち、耐震性がある住宅は約6千戸で耐震化率は42.8パーセントである。東海地震及び東南海・南海地震等による人的被害及び経済被害を半減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組む必要があり、岡山県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を概ね8年後(平成27年度末)に90パーセントとすることを目標とする。

表1-2 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標(単位:戸)

区分	昭和56年以降の住宅	昭和55年以前の住宅	住宅数 (+)	耐震性有住宅数 (+)	現状の耐震化率(%) (平成18年度末) /	耐震化率の目標(%) (平成27年度末)
		うち耐震性有				
木造	4,780	7,160 300	11,940	5,080	42.5	-
非木造	1,090	1,470 30	2,560	1,120	43.8	-
合計	5,870	8,630 330	14,500	6,200	42.8	90

(資料:備前地域は平成15年住宅・土地統計調査による。日生、吉永地域は人口及び世帯数の備前地域との比率から推計)

(2) 特定建築物

特定建築物の実態調査結果によると、表1-3のとおり、法第6条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物(以下「多数の者が利用する特定建築物」という。)の耐震化率は40.3パーセントである。

東海地震及び東南海・南海地震等による人的被害及び経済被害を半減させるためには、減災効果の大きな特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があり、岡山県耐震改修促進計画を踏まえ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を概ね8年後(平成27年度末)に90パーセントとすることを目標とする。

また、表1-6のとおり、多数の者が利用する特定建築物のうち、公共建築物と災害時の拠点となる建築物については耐震化率を100パーセント、民間建築物については85パーセントを目標とし、多数の者が利用する特定建築物を「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごと耐震化の目標も設定する。

表 1 - 3 特定建築物 1 の耐震化の現状と耐震化の目標 (単位: 棟)

区分	昭和56年 以降の建 築物	昭和 55 年 以前の建築 物		建築物数 (+)	耐震性有建 築物数 (+)	現状の耐震 化率 (%) (平成 18 年度 末) /	耐震化率 の目標 (%) (平成 27 年度 末)
		うち 耐震性 有					
多数の者が利用する建築物 2 (耐震改修促進法第 6 条第 1 号)	1 災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物	3	15 0	18	3	16.7	-
	2 被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物	230	274 10	504	240	47.6	-
	3 不特定多数の者が利用する建築物	10	1 0	11	10	90.1	100
	4 その他の建築物	876	1,509 47	2,385	923	38.7	-
	計	1,119	1,799 57	2,918	1,176	40.3	-
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物 (耐震改修促進法第 6 条第 2 号)	51	40	91	51	56.0	85	

(平成 19 年 3 月末現在)

- 1 特定建築物は、耐震改修促進法で用途・規模が定められています。別紙 1 参照
- 2 多数の者が利用する建築物の区分は基本方針の区分によります。別紙 2 参照

3 市が所有する公共建築物の耐震化の目標

岡山県建築物耐震対策等基本方針に基づき、前記耐震改修等の目標を達成するため、市が所有する、区分1及び区分2の建築物について、次のとおり、耐震化率の目標を設定します。

区分1 災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物

目標の耐震化率(平成27年度末)・・・100%

区分2 被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物

目標の耐震化率(平成27年度末)・・・85%

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題として、また、地域の問題として捉え、主体的に取り組むことが何よりも重要であり、目標達成のための前提となります。

市は、このような建築物の所有者等の取組を支援する観点から、耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度の構築や耐震化を行いやすい環境の整備など必要な施策を講じることや所有する公共建築物の耐震化の取組を促進することとします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

広く市民に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について周知・徹底を図るため、啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度、国の税制(耐震改修促進税制等)、融資制度等を活用しながら、建築物の耐震化の促進を図ります。

(1) 補助制度の概要(平成19年度の事業概要であり、今後変更する場合があります。)

区分		事業名	対象建築物	補助率		
				国	県	市
耐震診断・補強計画等	木造住宅	木造住宅耐震診断事業専門家による耐震診断等事業に助成(簡易診断・一般診断・精密診断)	昭和56年5月以前の一戸建て住宅	1/3	1/6	1/6
	戸建て住宅	戸建て住宅耐震診断事業知事指定事務所による耐震診断等事業に助成	木造住宅耐震診断事業に掲げる以外の一戸建て住宅	1/3	1/6	1/6
	建築物	建築物耐震診断事業知事指定事務所による耐震診断等事業に助成	上記以外の建築物	1/3	1/6	1/6
耐震改修	木造住宅	木造住宅耐震改修事業耐震改修等事業に助成	昭和56年5月以前の一戸建て住宅	1/3	1/6	1/6
移転	住宅	がけ地近接等危険住宅移転事業		1/2	1/4	1/4

事業により、限度額の設定があります。

(2) 耐震改修促進税制の概要(租税特別措置法等によります。)

対象	主な要件等
住宅	・所得税 一定の区域内において、耐震改修に要した費用の10%相当額(20万円を上限)を所得税額から控除 ・固定資産税 一定の耐震改修工事を行った場合、一定期間固定資産税額(120㎡相当部分まで)を1/2に減額
事業用建築	・所得税、法人税 事業者が行う特定建築物の耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事の費用について、10%の特別償却

平成19年度の概要であり、今後変更される場合があります。

3 安心して耐震改修をおこなうことができる環境整備

(1) 専門技術者の養成・紹介体制の整備

県では、これまで建築士を対象とした講習会を開催し、「木造住宅耐震診断員」の養成を行うとともに、診断員の登録を進め、その状況がわかるホームページを整備し公表しています。また、一定の調査精度を確保することや報告書の内容を統一できるよう「岡山県木造住宅耐震診断マニュアル」を作成しています。

また、建築物の所有者等が耐震診断を安心して実施できるよう、診断員の養成、登録状況の情報提供等を行います。

(2) 講習会等による普及啓発

県では、(社)岡山県建築士会、(社)岡山県建築士事務所協会、(社)日本建築構造技術者協会中国支部岡山地区等の県内建築関係団体等と連携し、予想される東南海・南海地震等の規模・被害想定、住宅の耐震化の必要性、重要性を専門家や技術者はもとより、一般の方にもわかりやすく説明する各種講習会を開催し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発を図ることとしています。

今後、市では県と連携し、建築物防災週間等の各種行事やイベントの機会をとらえ、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図ります。

4 地震時の総合的な安全対策に関する事項

(1) 建築物の耐震化に加えて行うべき事前の対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震の被害の状況から、ブロック塀等の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。このため、市では県と連携して改善指導等を行います。

ア ブロック塀等の倒壊防止

地震時にブロック塀等が倒壊すれば、死傷者の発生や、避難路を塞ぐことによる避難・救援活動への支障を引き起こすこととなります。このためブロック塀等の倒壊の危険性を市民に周知するとともに、補強方法等の普及徹底を図り、必要に応じて県と連携して改善指導を行います。

イ 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

窓ガラスの破損や、屋外看板、外壁等の落下があれば、死傷者の発生や、がれきによる避難・救援活動への支障が引き起こされることとなります。このため窓ガラス等の破損や落下の危険性を市民に周知するとともに、施工状況の点検の実施、ガラス留め材の改善、屋外看板や外壁材の補強・落下防止等に関する普及徹底を図り、必要に応じて県と連携して改善指導を行います。

ウ 天井等の非構造部材の安全確認

大規模空間を持つ建築物の天井等の非構造部材について、落下・崩壊等の被害発生が想定されます。このため建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状況の点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じて県と連携して改善指導を行います。

エ エレベーターの安全対策

エレベーターの緊急停止によるかご内への閉じ込め防止のため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込めが発生した際の対処方法等について建築物の所有者等及び利用者に周知するとともに、平成18年4月18日に社会資本整備審議会建築分科会から報告された「エレベーターの地震防災対策の推進について」に盛り込まれた既設エレベーターに対する安全性の周知等を県と連携して行います。

オ 家具の転倒防止

家具の転倒は、それによる人の負傷に加え、避難や救助活動への支障を引き起こすこととなります。このため身近な住宅内部での地震対策として家具の転倒防止を市民に呼びかけるとともに、家具の固定方法の普及徹底を図ります。

(2) 地震発生後の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物・被災宅地の応急危険度判定が必要となった場合は、市は被災建築物・被災宅地の判定実施本部等を設置するなどの必要な措置を講じるとともに、不足する応急危険度判定士の派遣を県に要請し、また、判定士の受入れ等必要な措置を講じます。

5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

- ・地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、警察署及び消防署、医療活動の中心となる病院及び診療所並びに避難所となる学校及び体育館等その他防災上特に重要な既存建築物
- ・法に規定する特定建築物
- ・木造住宅
- ・文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物等

6 重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

- ・木造住宅が密集している地区

7 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

本計画において、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として次のとおり指定し、当該道路沿道の建築物の耐震改修に対する補助の充実等によって建築物の耐震化を図ります。

このうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から特に重要であるものについては、平成27年度までに沿道の特定建築物の耐震化を重点的に図ることとします。

ア 緊急輸送道路（県の地域防災計画に基づき定められたもの）

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
建築物の地震に対する安全性の向上について、正しい理解と知識の普及をすすめるため、次のような取組や啓発事業を積極的に推進します。

1 地震ハザードマップの作成・公表

市は、県が作成する揺れやすさマップ等を活用しながら、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する地域の危険度マップを作成し、ホームページや広報誌により公表します。これにより、建築物の所有者等や地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、建築物の耐震化を誘導します。

なお、県では緊急輸送道路のうち県が管理する優先確保ルートの沿道における揺れやすさマップを作成し、おかやま全県統合型GIS等により公表するとしています。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

市では、都市整備課建築指導係を建築相談窓口として耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、市民からの建築相談に応じています。なお、家具の固定については総務課消防防災係、契約や金銭上のトラブルについての相談は市民課生活安全係と連携をとって対応します。

さらに、インターネットを通じて耐震補強に必要な情報を提供するためにホームページを公開している。また、県や市のホームページを通じて、最新の情報を提供するよう努めます。

3 パンフレットの作成、講習会の開催等

市は、これまで県が作成した全戸配布用の耐震改修の啓発のチラシを全戸回覧したほか、今後は、県が作成する住宅の耐震改修事例、家具の転倒防止策についても、わかりやすく解説したパンフレット等や市が作成しているパンフレット等により住宅の耐震診断等の普及啓発に努めます。

また、県が住宅月間や建築防災週間等を開催する建築物の耐震診断及び耐震改修に関するセミナー・講習会への参加促進を図ります。

4 リフォームに併せた耐震改修の誘導策

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会は、耐震改修を実施する好機であり、あわせて工事を行うことによる費用面でのメリットもあります。

このため、住宅リフォームフェア、住宅セミナー等を通じて、リフォームにあわせて耐震改修工事が行われるよう建築物の所有者やリフォーム業者に県と協力して普及啓発を行います。

5 家具の転倒防止策の推進

平成16年に発生した新潟県中越地震では、負傷者216名のうち4割以上が家具類の転倒や落下物により負傷しています。建物が倒壊しない程度の揺れであっても、家具

の転倒により、下敷きになって負傷もしくは死亡することが考えられます。また、家具の転倒は怪我だけではなく、避難や救助の妨げになる場合も考えられます。

このように、未然に防げるかもしれない被害を軽減していくためにも、家具の転倒防止対策を普及啓発していきます。

なお、家具の転倒防止をするための手順を総務課消防防災係のホームページで紹介します。

6 自治会等との連携策・取組支援策

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。市は、町内会等に対して自主防災組織の設立や自主防災組織の育成や啓発など必要な支援を行います。

第4章 所管行政庁との連携に関する事項

1 耐震改修促進法による指導の県との連携

所管行政庁（耐震改修促進法第2条第3項の「所管行政庁」を言う。以下同じ。）である県と連携し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該特定建築物の所有者に対して必要な指導及び助言を行います。また、県と連携し、指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由なく、その支持に従わなかったときは、その旨を公表します。

2 建築基準法による指導の県との連携

1の公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合であって、当該建築物の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる場合は、当該建築物の所有者に対して、特定行政庁（建築基準法第2条第32号の「特定行政庁」をいう。以下同じ。）である県と連携し、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令を行います。

さらに、当該建築物が、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合については、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告やその勧告に係る措置をとるよう命令を行います。なお、勧告や命令については、知事と市長が協議し、耐震診断及び耐震改修を行わないことが、その利用者や周辺住民の生命や財産を守るうえで危険であることについて周知を図りつつ、実施します。

また、耐震改修促進法に基づく指示等と建築基準法に基づく指導等は、整合を図りつつ行います。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、もって地震から県民の尊い生命を守るとともに、経済的被害の防止を図ることを目的として設置している岡山県建築物耐震対策連絡会議における目標の達成状況の把握、施策の追加及び見直し協議等を踏まえ、本計画の着実な推進を図ります。

また、耐震診断及び耐震改修の促進へ向けて、(社)岡山県建築士会、(社)岡山県建築士事務所協会、(社)日本建築構造技術者協会中国支部岡山地区等、県内建築関係団体等との協力と連携体制を維持・発展するように努めます。

2 その他

- (1) 本計画は、原則5年ごとに検証し、必要に応じ変更します。
- (2) 本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めます。

別紙 1

特定建築物（耐震改修促進法第 6 条）

用 途		特定建築物の規模要件 （努力義務(法第 6 条)並 びに指導及び助言(法第 7 条第 1 項)の対象）	指示(法第 7 条 第 2 項)の対象 となる規模要件	公表(法 第 7 条第 3 項)の 対象
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 *屋内運動場の面積も含む	1,500 m ² 以上 *屋内運動場の面 積も含む	
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類 する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
病院、診療所		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
集会場、公会堂		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
展示場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
卸売市場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
ホテル、旅館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
事務所		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホー ムその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉セ ンターその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	750 m ² 以上	
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
遊技場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
公衆浴場		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンス ホールその他これらに類するもの		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類する サービス業を営む店舗		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築 物を除く。)		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成 する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車 のための施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上 必要な建築物		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(法 第 6 条第 2 号)		500 m ² 以上かつ一定の数量 以上	500 m ² 以上	
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する 道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とす るおそれがあり、その敷地が岡山県耐震改修促進計画 第 2 章の 5 において指定された道路に接する建築物(法 第 6 条第 3 号)		左記用途に該当する全ての 建築物		

公表(法第 7 条第 3 項)の対象: 正当な理由が無く、指示に従わなかったとき、公表の対象となる。

岡山県建築物耐震対策等基本方針の概要

平成 8 年 8 月策定

平成 1 6 年 5 月一部改訂

1 建築物単体の耐震対策

個々の建築物の耐震化については、既存のもの及び今後建築されるものについて、次の考え方を基本とする。

建築物区分		既存のものなど(1)	今後建築されるもの
防災拠点となる公共建築物	1 .災害対策本部等を置くもの (具体例)庁舎、警察本部、警察署等	平成 20 年度末を目途に耐震診断を実施する。 必要に応じて改修計画を策定し、平成 2 5 年度を目途に改修工事を実施する。	地震に対する構造安全性を割増して設計する。(1 . 2 5 倍)ライフライン遮断時の自立機能を確保する。
	2 .避難施設等となるもの (具体例)公立学校、病院、体育館等	平成 2 5 年度末を目途に耐震診断を実施する。 必要に応じて速やかに改修計画の策定と改修工事を実施する。	地震に対する構造安全性を割増して設計する。(1 . 1 倍)
その他の建築物	3 .不特定多数の者が利用するもの(2) (具体例)百貨店、劇場、ホテル等	建築物の所有者から耐震診断等の計画を個別に聴取し、耐震診断と改修を指導する。	現行の耐震基準に基づき設計する。
	4 .その他 (具体例)住宅等上記以外	耐震診断の重要性について、一般的な普及・啓発を実施する。	現行の耐震基準に基づき設計する。

1 建築確認を昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に受けて建築されたもの及びそれ以後のピロティ形式や壁、窓の配置が偏っているもの。

2 3 階以上かつ延べ面積 2 , 0 0 0 m²以上のもの。

2 面的な建築物の耐震対策

老朽木造建築物密集地などの、面的な建築物の耐震対策について、考え方の基本を示す。

3 広域的な地震被害への耐震対策

地震発生直後の広域的な被害に速やかに対応して、二次災害を防止するための対策について、考え方の基本を示す。

4 建築物耐震化等に関する支援体制の整備

建築物の耐震化を円滑に推進するための技術者の支援体制の整備について、考え方の基本を示す。

5 建築物耐震化等に関する普及・啓発

建築物の耐震化に関する知識等の県民への普及・啓発について、考え方の基本を示す。

6 天井等二次部材に関する耐震対策

避難施設として指定され、また使用要請を受ける可能性の高い公共施設の二次部材の耐震対策を計画的に推進するため、二次部材に関するチェックリスト及び対策方法を定める。



備前市